

## 処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化に向けた関係実務者意見交換会の開催について

### 現状・課題

- 保育士等の処遇改善については、平成25年度以降、累計+23%の給与改善及び別途月額最大4万円の給与改善を進めてきた。公定価格の加算により実施される処遇改善等加算については、これまで3種類の加算（Ⅰ～Ⅲ）を設けてきたが、これらの加算は、それぞれ、趣旨や対象者、要件、加算額の算定方法等が異なっている。
  - (※) 処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲ
    - ・ 処遇改善等加算Ⅰ(H27～)：全ての職員を対象に、平均経験年数・キャリアパスの構築等に応じ加算率（最大19%）を設定し処遇改善を実施
    - ・ 処遇改善等加算Ⅱ(H29～)：中堅職員や専門リーダーを対象に、技能・経験に応じて月額4万円又は月額5千円の処遇改善を実施
    - ・ 処遇改善等加算Ⅲ(R4～)：全ての職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提に、月額9千円の処遇改善を実施
- 一方で、こうした複数の異なる加算制度や加算を取得するための仕組み（手続き）に対しては、施設や地方公共団体等から、制度が複雑でわかりにくく、事務作業も煩雑で、多大な事務負担が発生しているという指摘がある。
- また、介護分野においては、人材確保に向けて、事務負担の軽減等を図り、処遇改善の措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、処遇改善に係る加算の一本化を実施することとされている。
- こうしたことから、処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化に向けて検討を行う。

### 構成メンバー

全国認定こども園連絡協議会、全国認定こども園協会、認定こども園連盟、全国保育協議会、日本保育協会、全国私立保育連盟、全日本私立幼稚園連合会より、常日頃より処遇改善加算事務の実務を行っている方を各1名。  
原則オンラインで開催（非公開）。

### 検討事項及びスケジュール(案)

- 5月10日 1回目開催済み（論点整理・意見交換）
- 7月～8月 2回目開催予定（粗いイメージ案提示）
- ～10月 複数回開催予定
- 子ども・子育て支援等分科会（報告）